

## 廊下にあるコンセントの使用について

サッシ撤去作業中に分電盤内にある廊下コンセント系統のブレーカーが落ちる事案がありました。通常は過電流防止装置付きコンセントを使用し、分電盤内のブレーカーに影響がないようにするのですが、この事案は「地絡保護専用」のプラグ形漏電遮断器を使用したため、過電流に対応できずに分電盤内のブレーカーが落ちました。

「地絡保護専用」は、漏電のみを防止しますので、過電流にも対応している物を選定する。

ブレーカーが落ちた理由として、もうひとつ挙げられるのが電動ピックと電動カッターを数台使用していたことです。廊下コンセント系統のブレーカーサイズは20Aです。各電動工具の定格電流を調べると電動ピックは11A、電動カッターは15Aが主流でした。この数値からみてもブレーカー20Aに対しては、電動工具は1台しか使用できないことがわかります。廊下にあるコンセントは電動工具の充電のみとして欲しいのですが、仕方なく電源をとる場合は、使用する電動工具は1台のみとする。

### 施設のコンセントを使用する場合の留意点

- ① 使用するコンセントがどのブレーカー系統なのか事前調査し、ブレーカーの設置場所、容量を作業員に周知する。上記の事案で、どのブレーカーが落ちたのか探すのに、小一時間掛ったそうです。
- ② 通常、廊下のコンセントは2Pプラグです。プラグ形漏電遮断器を使用しても、「2P接地極付プラグ」と「2Pプラグ+アース線」は使用しない。使用するプラグは「2Pプラグ」のみとする。（メーカーの取扱説明書より）

※下記写真は接地（アース）がとれていない例です。



- ③ 廊下のコンセントを使用する場合は、過電流防止装置付きコンセントを使用すること。「地絡保護専用」は使用しないこと。

## 「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」の令和4年版が発行されました。

「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」は公社において使用される材料、機材、工法等について標準的な仕様を取りまとめられたものであり、契約時の設計図書のひとつとして扱われています。ただし、**現在は「平成31年版」が設計図書として扱われています。**どの年を採用するかは横浜市の特則仕様書に記載されています。ここでは、機械設備工事における「平成31年版」から「令和4年版」で改定された一部を紹介します。

### ① 冷媒用断熱材被覆銅管の断熱厚さの変更

平成31年版では「液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。**ただし、液管の呼び径が、9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい**」が、令和4年版では、「液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。」となり、赤色のただし書きが削除されました。これにより、液管の断熱厚さは10mm以上となります。

### ② 冷媒配管で保護プレートの設置場所の追加変更

平成31年版では「冷媒管の**吊り用**支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆銅管と吊り金物との間に設け、自重による断熱材の食込みを防止する」が、令和4年版では、「冷媒管の支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆銅管と吊り金物、**支持金物または固定金物**との間に設け、自重による断熱材の食込みを防止する」と設置場所の追加変更になります。

